

公益社団法人 鳥取県看護協会定款細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款細則は公益社団法人鳥取県看護協会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き及び会員資格)

第2条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、公益社団法人鳥取県看護協会ならびに公益社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）に申し込むものとし、入会申込手続き完了により会員と見做すこととする。

2 他都道府県で既に当該年度の会員として、会費を納入している者は、当該年度の鳥取県看護協会会費は免除とする。

3 会員は、本会に入会すると同時に、日看協の会員になるものとする。

(入会金・会費・その他の運営事業費等)

第3条 本会の会費は年額 10,000 円とする。

2 入会金は 25,000 円とする。支払方法は本会の入会金及び運営事業費に関する規程による。

3 前項の規定にかかわらず必要ある時は、総会の決議により運営事業費、臨時会費を徴収することができる。

(会費の配賦基準)

第4条 会費については、その2割以上を公益目的事業会計に直接計上して公益目的事業の費用の財源に充てることとし、残余については法人会計に直接計上して管理費の財源に充てるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、理事会の決議により定める額を法人会計から公益目的事業会計又は収益事業等会計へ他会計振替えし、事業費の財源に充てることのできるものとする。

(会費の納期)

第5条 会費は、本会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。但し、新入会者の会費納入期日はこの限りでない。

2 新入会者は、入会金及び会費を同時に納入するものとする。

3 運営事業費、臨時会費に関する事項は本会の入会金及び運営事業費に関する規程により別に定める。

(退会の手続き)

第6条 正会員が退会しようとするときは、会員証を添え「看護協会」に退会の手続きを

するものとする。

2 会費等未払いの場合は、本会の退会とみなして、登録を抹消する。

(除名)

第7条 会員を定款第9条の規定により除名する場合は、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 会員が定款第9条の規定により除名されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が定款第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及び運営事業費は、これを返還しない。

(会員管理業務)

第9条 本会は、入退会の受付、会費、入会金等の徴収及び会員の基本情報(氏名、住所、所属、資格等)の会員管理業務を事務局が行う。

(会員の基本情報の変更)

第10条 会員が基本情報を変更したときは、その旨を本会に届け出なければならない。

第3章 総会

(開催期日)

第11条 通常総会は毎年1回6月に開催する。

(総会運営)

第12条 総会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 役員を選出

(役員を選出)

第13条 定款第21条に定める役員は、予め推薦委員により推薦された候補者の中から、総会において出席会員が選出する(内訳は別紙のとおり)

2 役員に立候補するものは、会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の3か月前までに届け出なければならない。

(役員を選出年次)

第14条 役員を選出年次は概ね次のとおりとし再選は妨げない。

2 奇数年次(西暦)に選出する役員

会長理事・副会長理事・常任理事・職能理事1名(保健師1名)・准看護師理事1名・

地区理事 3 名（東部 1 名・中部 1 名・西部 1 名） 監事 2 名

3 偶数年次（西暦）に選出する役員

副会長理事・専務理事・常任理事・職能理事 3 名（助産師 1 名・看護師 2 名）・地区理事 3 名（東部 1 名・中部 1 名・西部 1 名）・監事 1～2 名

（選挙の管理）

第 15 条 会長は選挙の公正をはかるため、選挙管理委員を理事会において選任し、選挙管理委員会を置かなければならない。

（選挙の形式）

第 16 条 投票は、単記、連記、無記名でこれを行う。

（選挙の成立）

第 17 条 選挙は投票総数のうち過半数が有効投票でなければ成立しない。

（当選）

第 18 条 役員を選任については、出席全員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長の抽選によりこれを定める。

（選挙規程）

第 19 条 この細則に定める事項以外の推薦・選出・選挙に関する規程は、理事会において別に定める。

第 5 章 理事会

（種類及び開催）

第 20 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、少なくとも 2 か月に 1 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき

（2）会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（3）前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、理事会の招集通知（その請求のあった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

（4）定款第 27 条第 5 号前段の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は後段の規定により監事が召集するとき。

（招集）

第 21 条 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に理事会の招集（その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とするものに限る。）通知を発しななければならない。

2 理事会を召集するときは、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、

開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第6章 常務理事会

(主な役割)

第22条 業務執行のうち、法律又は定款により理事会で決定すべきものとされる事項以外のものを協議する

- 2 理事会議案か否かを協議し決定する

(主な決定事項)

第23条 業務執行のうち、理事会で決定すべきものとされる事項以外のものを協議する
(構成)

第24条 次の理事で構成する

会長1人、副会長2人、専務理事1人、常任理事1人～5人 計5人～9人

第7章 職能委員会

(職能委員会の構成等)

第25条 職能委員会の構成は、保健師職能委員会は保健師で、助産師職能委員会は助産師で、看護師職能委員会は看護師及び准看護師で構成する。

- 2 各職能委員長は、定款第21条第1項により選出された理事の中から別表に定める職能理事がその任にあたる。

- 3 各職能委員会は職能別集会を開催することができる。

職能委員長は、職能集会の長となる。委員はその運営にあたる。

- 4 職能委員長は、定款第4条を推進するために、日看協の開催する職能委員長会等に出席する。

第8章 委員会等

(委員会の設置)

第26条 定款第4条の事業を推進するため、常任委員会及び地区活動委員会を次のとおり設置する。

- (1) 常任委員会は社会経済福祉委員会、医療安全委員会、教育委員会、広報委員会、災害看護委員会、看護研究学会委員会、推薦委員会、選挙管理委員会、認定看護管理者教育課程教育運営委員会、教育企画委員会、「まちの保健室」委員会とする

(2) 地区活動委員会は東部地区活動委員会・中部地区活動委員会・西部地区活動委員会とする。

2 会長が必要と認めた時は、理事会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

(常任委員会の任務)

第 27 条 常任委員会は、その所掌する次の事項について審議し会長に助言しなければならない。

(1) 社会経済福祉委員会 社会経済福祉に関すること

(2) 医療安全委員会 医療安全に関すること

(3) 教育委員会 会員の教育に関すること(企画・実施等)

(4) 広報委員会 広報活動、機関誌等の発行・ホームページ等広報に関すること

(5) 災害看護委員会 災害看護活動に関すること

(6) 看護研究学会委員会 看護研究及び日本看護学会に関すること

(7) 推薦委員会 役員候補者及び次年度推薦委員の選考・推薦並びに日本看護協会代議員・予備代議員の推薦に関すること

(8) 選挙管理委員会 役員等の立候補、候補者の公示及び選挙の執行に関すること

(9) 認定看護管理者教育課程教育運営委員会 認定看護管理者教育課程研修に関すること

(10) 教育企画委員会 継続教育の体系化に関すること

(11) 「まちの保健室」委員会 まちの保健室に関すること

(地区活動委員会の任務)

第 28 条 地区活動委員会は、活動地区の住民の看護に対する理解を深めるための活動を行う。また、活動地区の看護に関する課題の把握に努め、課題解決に向けた取組の推進について審議し、会長に助言しなければならない。

(常任委員・地区活動委員の選任)

第 29 条 常任委員会・地区活動委員会の委員は、理事会において選任し、その選出区分は公益社団法人鳥取県看護協会委員会規定第 2 条別表による。

(委員長の選任)

第 30 条 委員長は、当該委員会において委員が互選する。

(委員長の任務)

第 31 条 委員長は当該委員会を招集し、議長となり会務を掌理する。

2 委員長に事故ある時は、委員の中から予め指名された者がその職務を代行する。

(委員の任期)

第 32 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、活動に支障のある場合にはこの限りではない。

2 推薦委員会及び選挙管理委員会の委員の任期は、選任された年度の通常総会の翌日から翌年度の通常総会の終結の日までとする。

(地区活動委員会の活動区域)

第 33 条 地区活動委員会の活動区域は次のとおりとする。

東部地区 鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町
中部地区 倉吉市、北栄町、琴浦町、湯梨浜町、三朝町
西部地区 米子市、境港市、大山町、日吉津村、南部町、伯耆町、江府町、日野町、
日南町

(地区活動委員会の構成)

第 34 条 各地区は、前条に定める区域の会員をもって構成する。

(特別委員会)

第 35 条 特別委員会を設置したときは、他の委員会の取り扱いに準じ、協会等運営に関する委員会を除き任務終了後は解散する。

第 9 章 代議員及び予備代議員の定数と選出

(代議員及び予備代議員の定数)

第 36 条 代議員及び予備代議員の定数は、日看協定款細則第 13 条により通知された数とする。

(代議員及び予備代議員の選出)

第 37 条 本会は、定款第 4 条第 6 号の事業を推進するため本会の総会の議を経て日看協の法人会員となり日看協の総会代議員及び予備代議員を選出する。

2 代議員及び予備代議員は、日看協の総会に出席し、選挙及び決議権を行使し、決議事項についてこの法人会員に報告するものとする。

(代議員及び予備代議員の最低選出数)

第 38 条 代議員は、日看協定款細則第 14 条により最低選出数を次のとおり計 5 名とする。
これを超える代議員の選出については、職種を問わないものとする。

(1) 職能理事 保健師・助産師各 1 名、看護師 2 名

(2) 准看護師理事 1 名

2 予備代議員については、各職能毎に 2 名、計 8 名を選出する。

(代議員及び予備代議員への立候補)

第 39 条 代議員及び予備代議員になろうとする者は、その選出期日 3 か月前までに、本会正会員の 5 名以上の推薦を受け、別に定める書面により代議員及び予備代議員候補者として選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 本会推薦委員会は、代議員及び予備代議員候補者が定数に満たない場合、その他必要と認められる場合には、候補者を推薦するものとする。

(1) 代議員については、理事の中から推薦する。

(2) 予備代議員については、正会員の中から推薦する。

(代議員及び予備代議員の公示)

第 40 条 選挙管理委員会は、前条の規定により届け出のあった代議員及び予備代議員候補者については、これを本会総会開催の 30 日前までに公示するものとする。

(代議員及び予備代議員の投票による選出)

第 41 条 第 35 条に規定する代議員及び予備代議員は、代議員・予備代議員候補者のうちから本会総会において投票する。

2 前項の代議員及び予備代議員は、職種ごとに投票数が上位の者から順に選出する。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第 42 条 代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、勤務先名、職種を遅くとも前年度の 7 月末日までに日本看護協会長に報告するものとする。

第 10 章 その他

(給与、旅費)

第 43 条 役員・職員に対する給与、諸手当、旅費等の支給に関しては、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(細則の変更)

第 44 条 この細則は、理事会の承認を得なければ変更することができない。ただし、第 3 条第 1 項の会費及び同条第 2 項の入会金の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

附 則

第 1 条 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 26 年 3 月 14 日に改正し、同日から施行する。

3 この規程は、平成 26 年 9 月 6 日に改正し、同日から施行する。

4 この規程は、平成 26 年 11 月 29 日に改正し、同日から施行する。

5 この規程は、平成 28 年 8 月 6 日に改正し、同日から施行する。

6 この規定は、平成 29 年 3 月 16 日に改正し、同日から施行する。

7 この規定は、平成 29 年 4 月 24 日に改正し、同日から施行する。

8 この規定は、平成 30 年 4 月 28 日に改正し、同日から施行する。

9 この規定は、令和 3 年 3 月 13 日に改正し、同日から施行する。